

令和8年度

高知市介護保険施設等整備事業者募集要領

(介護予防)特定施設入居者生活介護

応募に当たっては、令和7年10月29日に高知県が発表した「令和7年度[高知県版]南海トラフによる最大クラスの震度分布・津波浸水予測」を参照のうえ、利用者の安全・安心に配慮したものとなるよう努めてください。

令和8年6月

高知市健康福祉部介護保険課

1 募集の目的

この募集は、高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～令和8年度）に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の整備を目的としています。

2 募集の概要

この募集要領内において、特定施設入居者生活介護事業所の指定対象となる有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び軽費老人ホームを総称し「有料老人ホーム等」とします。

(1) 募集枠について

既存する有料老人ホーム等からの転換 最大10床

(2) 募集対象施設について

高知市内に既存する有料老人ホーム等（※）を対象に、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護について募集します。

※ 令和8年6月1日時点で、有料老人ホームについては老人福祉法第29条第1項に基づく届出を行っている事業所、サービス付き高齢者向け住宅については高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けている事業所が対象となります。既存の有料老人ホーム等での転換を対象としており、増床（増築）等は対象外です。また、既存の有料老人ホーム等の一部のみの転換を希望する場合、居室数を問わず原則フロアごとの申請のみ可能とします。

(3) 応募申出に当たっての留意事項

- ① 選定され、指定の対象となった場合、可能な限り早い段階で転換できる計画としてください（ただし、指定に係る審査には2か月程度要するため、当該期間を含めた事業計画としてください）。なお、現入居者への配慮等で段階的に転換する必要がある場合は、候補事業者決定後に相談をお願いします。
- ② 同一法人による複数の応募（既存の有料老人ホーム等毎）を可能とします。

3 スケジュール

令和8年6月22日（月）～令和8年7月8日（水）	募集に関する質問受付期間
令和8年7月13日（月）～令和8年7月17日（金）	応募期間
令和8年7月下旬～8月下旬予定	書類審査・ヒアリング
令和8年10月中旬	プレゼンテーション審査
令和8年10月下旬予定	審査結果（候補事業者）発表及び法人の意向確認
令和8年10月下旬予定	候補事業者決定通知

4 質問の受付

- (1) 期 間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月8日（水）まで（土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）

※ 上記期間外の質問には応じることができません（審査の公平性に支障のない質問を除く。）。

- (2) 方 法：別紙1「質問票」を使用し、持参、郵送、FAX又はメールでの提出（口頭は不可）。

※ 質問票の不達等が想定される場合は、下記提出先に受理確認をお願いします。

【提出先】〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所 介護保険課 **事業係**

TEL:088-823-9972 / FAX:088-824-8390 / E-mail:kc-110101@city.kochi.lg.jp

- (3) 質問及び回答の公開：回答にあつては7月10日（金）までに順次回答する。

質問内容及び回答内容は、介護保険課ホームページで公開する。ただし、公開することで質問者の匿名性が担保できない場合や、質問者の機密等に関わる内容が含まれる場合及び募集の公平性に特に影響を与えない内事的な質問と認められる場合等は非公開とする。

5 応募申出

- (1) 期 間：令和8年7月13日（月）から令和8年7月17日（金）16:30まで

- (2) 応募書類：別紙2「応募書類一覧表」のとおり

様式は高知市介護保険課ホームページからダウンロードしてください。

- (3) 提出部数：紙媒体3部（※） 及び データ提出

※ 正本1部、副本2部 …副本については、証明書等も含め全てコピー可。

- (4) 留意事項

- ① 応募書類の提出に当たっては、**令和8年7月10日（金）までに日時を電話予約の上**、応募書類を高知市役所介護保険課事業係に持参してください。

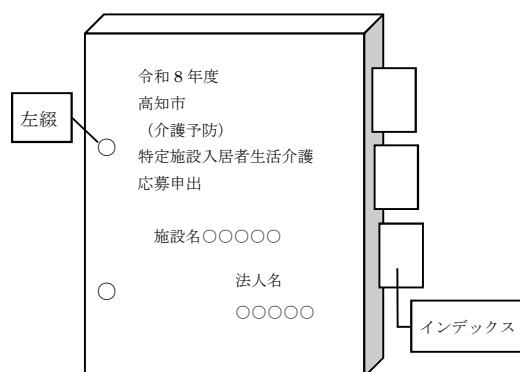
- ② 審査をする上で、応募書類の追加提示等を求めることがあります。

- ③ 応募書類は、次のように整えてください。

ア) 図面等を除きA4版で作成し、別紙2「応募書類一覧表」の書類No.順に並べること。

イ) 項目ごとにインデックス付の仕切りを挿入すること。インデックスには「書類No.」と「書類の名称」を記載すること。

ウ) ファイル等で綴じ、表紙と背表紙に「令和8年度（介護予防）特定施設入居者生活介護応募申出」、施設名（仮称可）及び法人名を記載すること。



<注意事項>

以下のいずれかに該当する場合、**応募書類の受付はできません**のでご注意ください。

- ① 応募書類の提出方法について

- ・ 郵送、FAX及びメール等での提出
- ・ 電話予約なしでの提出
- ・ 応募期間外や高知市介護保険課事業係以外の部署への提出

- ② その他

- ・ 募集要領の内容を十分に理解していない。

6 応募の要件等

応募者の要件	① 応募者は既存の法人であること。 ② 過去3年分の法人決算書等を提出できる法人であること。ただし、社会福祉法人にいては、過去3年分の実績がない場合は、実績のある分のみで可とする。 ③ 長期間、安定した事業運営が見込める法人であること。 ④ 法人が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める事業について令和3年4月1日以降に指定の取消し又は指定の効力の全部停止若しくは一部停止の処分を受けていないこと。また、法人及び法人の役員等（法第70条第2項第6号又は第70条第2項第6号の2に規定する役員等をいい、法施行令（平成10年政令第412号）第35条の4に規定する管理する者を含む。以下同じ。）が法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。 ⑤ 法人及びその役員等が高知市暴力団排除条例（平成23年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。 ⑥ 法人が納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料について滞納していないこと。 ⑦ 法人の代表者が納付すべき国税、都道府県税及び市町村税について滞納していないこと。 ⑧ 法人が運営する事業所（法に定める事業所に限らない。）に勤務する従業員のうち本市に居住する従業員の個人住民税の特別徴収を実施し、さらに特別徴収税額について滞納していないこと。また、応募日において個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合は、「高知市個人市民税・県民税特別徴収実施確認（誓約）書」を提出すること。 ⑨ 応募期間満了日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当していない法人であること。 ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。 ⑪ 令和3年4月1日以降、老人福祉法に基づく老人福祉計画又は介護保険法に基づく介護保険事業計画に基づき候補事業者決定等を受けた事業について、候補事業者決定等の取消を受けた法人又は候補事業者決定等を辞退した法人でないこと。
有料老人ホーム等の要件	① 有料老人ホーム等が災害レッドゾーン（建築基準法第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）に該当しないこと。 ② 有料老人ホーム等が、「令和7年度[高知県版]南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測（令和7年10月29日公表）」による津波浸水予測図において、浸水想定最大の最大が5m未満の場所であること。

設備・建物に関する要件	① 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守すること。 ② 津波浸水予測図の浸水区域内で整備を行う場合、入居者が主に使用する居室等の床面の高さが、当該区域において想定される津波による最大浸水深より高い位置にあること、又は津波避難対策計画が検討されていること。 ③ 昭和56年6月1日適用の建築基準法の耐震基準（新耐震基準）を満たしている建物であること。
低所得者に対する配慮	① 応募者が社会福祉法人である場合は、低所得者で特に生計が困難である利用者及び生活保護受給者の負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る事を目的とする「高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業」（高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年8月1日制定）に規定する事業をいう。）を実施すること。

※ 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を遵守し、十分に精査・理解した上で応募してください。

※ 災害レッドゾーンの該当の有無については、高知県防災マップで確認してください。

※ 津波による最大浸水深については、高知県南海トラフ地震対策課ホームページの「震度分布・津波浸水予測、被害想定」の「令和7年度[高知県版]南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測（令和7年10月29日公表）」の「6. 津波（4）津波浸水予測図」等で確認してください。なお、有料老人ホーム等内で最大浸水深の区分が異なる場合は最大区分で判断してください。

7 候補事業者決定までの流れ

(1) 審査

書類審査については、別に公表する「特定施設入居者生活介護書類審査基準表」に従い行います。

プレゼンテーション審査については、別に公表する「特定施設入居者生活介護プレゼンテーション審査基準」に従い、審査委員会による審査（質疑応答を含む。）を行います。質問等に答えられないときは、採点の対象とならない場合がありますので、プレゼン担当者の選定にはご注意ください。

なお、候補事業者は、審査結果の順位に応じて決定しますが、最大10床の整備を目指す計画であることから、審査の結果、審査順位が2位以降となった応募法人については、希望床数を基に、転換床数の調整を打診することがあります。その結果、審査順位上位から整備可能な応募法人に決定します。

【審査順位に応じた決定例】

審査順位	希望床数	決定内容
1位 A法人	5床	決定（第1希望5床）
2位 B法人	10床	床数の調整が可能であれば決定（A法人5床数が決定しているため、残り5床の範囲内で調整）
3位 C法人	5床	B法人辞退した場合は、決定

(2) 候補事業者決定及び結果の公表

候補事業者を決定後、応募者全員に結果を通知するとともに、ホームページにて、全ての審査結果（た

だし、申請者名については決定した候補事業者のみ）を公表します。

(3) 注意事項

- ・審査委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を行うなどの接触をしないこと。また、市民の疑念や不信を招くような行為をしないこと。審査に支障を来す行為が確認された場合は、審査を行わず、申出を却下することがあります。
- ・審査結果に関わらず、本市は応募申出に要した費用を一切負担しません。
- ・プレゼンテーション審査時に提案した内容は、候補事業者決定後、ホームページ等にて公表します。

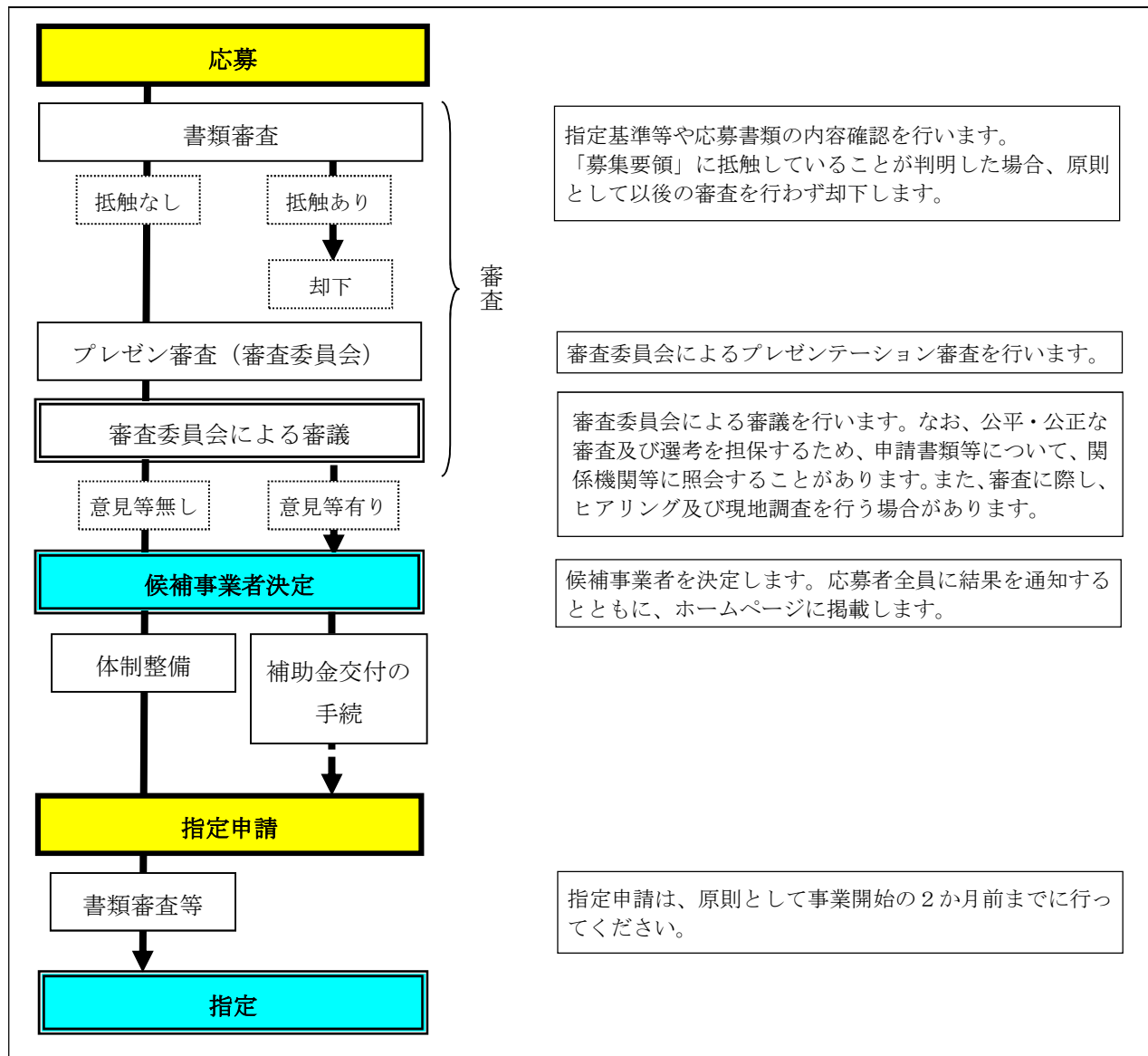
8 候補事業者決定後の必要な手続き及び留意事項

- (1) 候補事業者決定後は、提案した時期までに事業を開始できるよう準備に取り掛かってください。
- (2) 応募時に提案された内容等の担保を前提としたうえで、当該内容の変更を希望する場合は、必ず事前に本市に協議し、その承諾を受けてから変更してください。
- (3) 指定については別途申請が必要となりますので、事業開始2か月前までに指定申請書類を提出してください（当該候補事業者に係る指定日は原則、月の初日とします。）。
- (4) 応募内容及び協議結果は、指定日から6年間遵守する必要があります。指定前に応募内容を遵守できないことが判明した場合は、候補事業者の決定を取り消す場合があります。また、指定後に、応募内容を遵守できていないことが判明した場合は、その内容をホームページ等にて公表します。
- (5) 候補事業者決定後に当該決定を辞退した場合は、同一法人の他の候補事業者決定事業を同時に取り消すことがあります。
- (6) 候補事業者決定後の権利譲渡は認めません。

9 候補事業者決定の取消し

- (1) 以下に該当する場合は取消しとなる場合があります。
 - ・虚偽その他不正な手段により候補事業者決定を受けた場合
 - ・当該募集要領に抵触又は違反していることが判明した場合
 - ・建築基準法、消防法及び介護保険法等の関係法令並びに関係条例等を遵守することなく手続を行う場合
 - ・指定前に応募内容を遵守できないことが判明した場合
- (2) 上記の理由により取り消した場合、本市は応募等に要した費用を弁済しません。

10 指定までの流れ



1.1 備品等設備整備費等に係る補助金に関する事項

(1) 補助金額（予定）

事業の種類	補助金額（上限）		申請先
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス（定員 29 名以下のもの）	備品等設備整備費等に係る補助金	1,036 千円／定員数	高知市
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス（定員 30 名以上のもの）	備品等設備整備費等に係る補助金	1,036 千円／定員数	高知県

※ 補助金の交付を必ずしも約束するものではありません。この補助金は、高知県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に基づく間接補助事業により、高知県の補助金を財源として交付するものであるため、高知県からの補助金の交付状況や本市の予算状況等によっては、この補助金を交付しない、又は補助金額や交付条件等を変更することがあります。

令和 8 年度における補助金については、交付申請を令和 9 年 1 月下旬までに、整備事業を令和 10 年 1 月下旬までに完了させてください。令和 9 年度以降は未定です。

なお、補助金により取得した財産については、転用、譲渡等の処分を行うには制限期間があり、補助金の交付を受けたときから処分が制限されます。当該補助金の一部又は全部の返還等が生じる場合がありますので、ご承知ください。

※ 定員 29 名以下の施設を整備する場合は、候補事業者決定後に高知市への補助金申請となりますが、定員 30 名以上の施設を整備する場合は、高知県への補助金申請となります。

(2) 整備において留意する区域について

- ① 災害レッドゾーンにおける整備は、原則、補助の対象とはしません。
- ② 災害イエローゾーンにおける整備は、原則、補助の対象とはしませんが、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる場合があります。ただし、次の③の手順で手続きが必要です。

ア 土砂災害警戒区域又は浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当すること。

(ア) 新たに整備を行う補助対象施設の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

(イ) 新たに整備を行う補助対象施設又は当該補助対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(ウ) 新たに整備を行う補助対象施設の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定する災害リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

イ 浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、ア(イ)及び(ウ)に該当すること。

- ③ 上記②の手続手順については、以下のとおりです。

ア 次の表に定める区域において整備を行う場合は、当該補助金に係る交付申請の前に、立地の安全性について協議を行ってください。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第9条第1項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成24年法律第193号）第14条第1項又は第2項により別途定めた区域

イ 上記②の要件に該当していることについて、あらかじめ市長の確認を受けてください。

(3) 補助対象経費

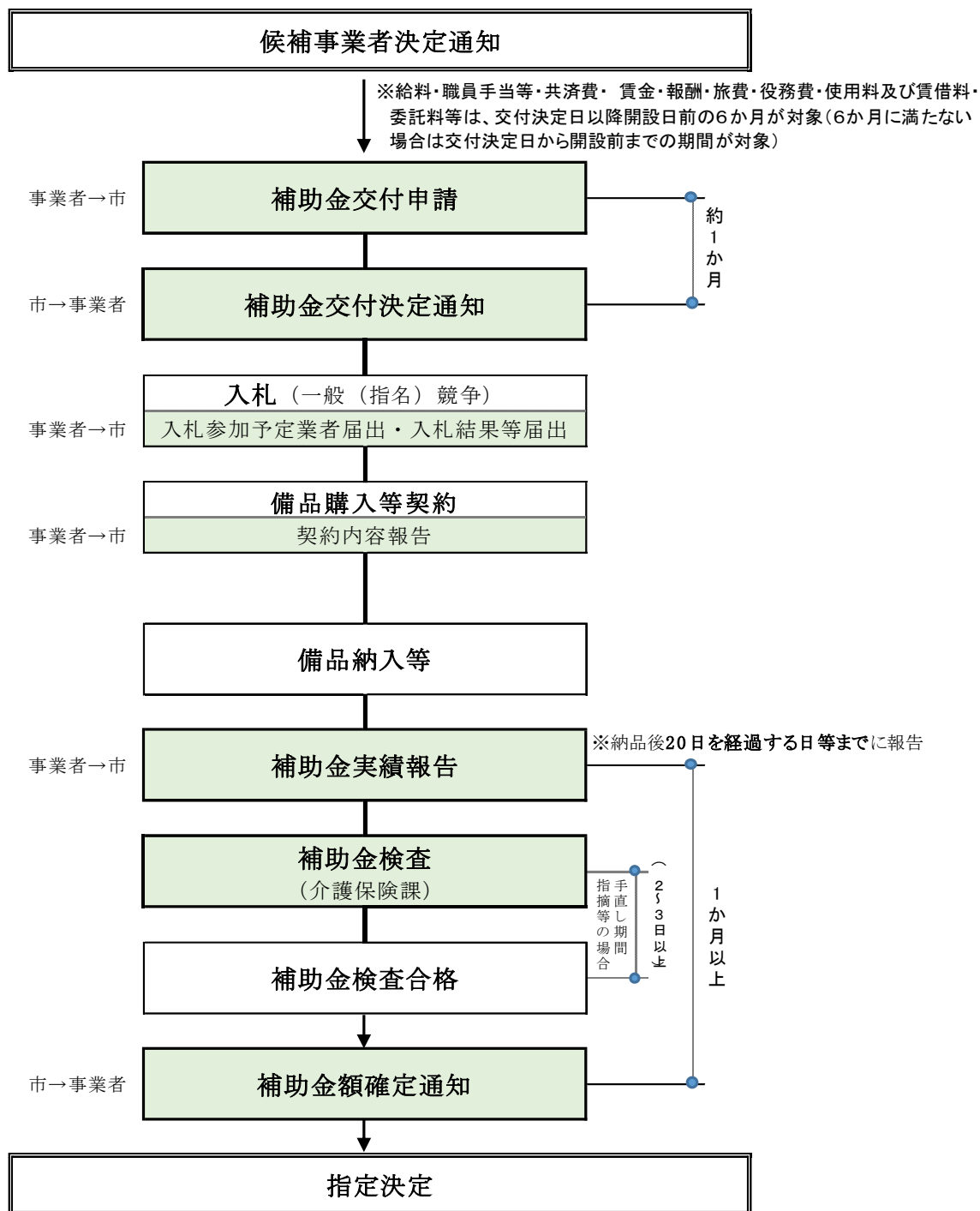
当該事業開始に必要な備品購入費等

(4) 補助対象外経費

事業開始に必要な経費として適当でないと認める費用

(5) 補助金交付までの主な流れ（高知市（定員 29 名以下）の場合）

【備品等】



【注意】

交付申請、入札、契約その他各段階において、指定の様式にて届出等を必ず行ってください。

(6) 留意事項（高知市（定員 29 名以下）の場合）

- ① 交付決定前に入札・購入を行った場合は、補助金は交付しません。
- ② 交付決定後、事業実施に当たり交付申請内容と変更が生じた場合、その変更内容によっては交付決定を取り消すことがあります。
- ③ 業者の選定は、本市交付決定後、原則として申請者主催の一般競争入札により決定してください。
一般競争入札によりがたい場合は、指名競争入札により決定することとし、事前に市と協議してください。入札の手続は本市における入札手続の例によります。
- ④ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本市の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。補助金の交付を受けたときから制限されます。
- ⑤ 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造化及び木質化並びに備品等の木質化に努めてください。
- ⑥ 備品等設備整備費等に係る当該補助金について、本市が定める高知市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、関係する法令等を遵守してください。

12 その他

指定決定後、事業を運営するに当たり、指定基準を満たしていないことが発覚した場合、指定取消しをするとともに、補助金の交付を受けていた場合は、補助金返還の義務が発生することがあります。

【問い合わせ先】

〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号 高知市健康福祉部介護保険課

□ 事業係（募集に関すること） TEL：088-823-**9972** FAX：088-824-8390

E-mail：kc-**110101**@city.kochi.lg.jp

□ 管理係（補助金に関すること） TEL：088-823-**9927** FAX：088-824-8390

E-mail：kc-**110100**@city.kochi.lg.jp